

平成30年2月定例会 総括審査会

高橋秀樹議員

委員	高橋 秀樹
所属会派 (質問日現在)	民進党・県民連合
定例会	平成30年2月
審査会開催日	3月16日(金曜日)



高橋秀樹委員

昨年7月、海外行政視察で欧州における成長産業政策及び次世代エネルギー政策関係を調査してきた。

特にドイツにおける再生可能エネルギーの推進、成長産業分野としてのあり方は大変参考になった。ドイツは脱原発へかじを切り、当初は隣国から電力供給を受けることでエネルギーを補っていたが、現在では再生可能エネルギーの普及拡大が進み、分散型供給システムを確立するなど大きく変貌を遂げていた。

本県では2012年度に策定した福島県再生可能エネルギー推進ビジョンに基づき、2040年ころをめどに、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す目標を掲げ、導入拡大に取り組んでいる。2016年度末の導入実績は、2011年度の21.9%から約6ポイント上昇し、28.2%に達していると聞いているが、推進ビジョンの策定から8年が経過し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け県民一丸となって導入拡大を推進していくため、まさにこれから県の施策の一層の加速化が求められる。

そこで、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、どのように取り組んでいくのか。

知事

私は、原子力に依存しない持続可能な社会の実現に向けて、地域主導、産業集積、復興牽引の柱のもと、再生可能エネルギーの導入拡大や関連産業の集積、人材育成に取り組んできた。

今年度から、福島新エネ社会構想に沿って、阿武隈地域等における共用送電線の整備や風力発電等の大量導入のための支援に取り組んでおり、新年度は発電事業者からの負担金に基づき、県が設立した推進協議会が取り組む地域復興支援事業を本格的に開始する。

引き続き、本県の豊かな自然を生かした発電の推進や、スマートコミュニティーの構築、県内企業への技術開発の支援など、再生可能エネルギーの一層の導入拡大と福島発の先進的な施策に果敢に挑戦し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、積極的に取り組んでいく。

高橋秀樹委員

知事の思いが実現できるよう、今後もしっかり取り組んでほしい。期待している。

今ほどの知事の答弁を受けて、平成28年9月に策定された福島新エネ社会構想に基づく再生可能エネルギーの導入拡大の着実な取り組みにより、再生可能エネルギー先駆けの地実現を後押ししていくことが重要と思う。そこで、福島新エネ社会構想に基づく再生可能エネルギーの導入拡大にどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

福島新エネ社会構想に基づく再生可能エネルギーの導入拡大については、阿武隈地域及び沿岸部において事業者が共同で使用する送電線の整備により、太陽光発電や風力発電等の導入拡大に取り組むこととしている。

これまで、国等と連携し、ルートの整備、運営管理について検討を進めながら、県内事業者の参入を促進してきており、2020年の一部供用開始に向け、引き続き、送電線の整備を計画的に推進し、太陽光発電、風力発電等、合わせて約650MWの導入を目指して取り組んでいく。

高橋秀樹委員

再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指していく上で重要なことは、再生可能エネルギーの推進によって、地域の資金が循環し、地域が活性化していく仕組みを構築することだと思う。そのためには、県内事業者が再生可能エネルギー事業に参入できるよう、県の継続的な支援策が必要である。

そこで、地域主導型の再生可能エネルギー事業をどのように推進していくのか。

企画調整部長

地域主導型の再生可能エネルギー事業は、地域が主役となった事業を推し進め、地域経済の活性化につなげる観点から重要と考えている。このため、県内事業者等が実施する太陽光や小水力発電等の設備導入への補助や、売電収入を活用した地域貢献の仕組みづくり、さらには、人材育成セミナーの開催などに取り組んできた。

今後とも、県民や県内事業者が事業に参入しやすい環境を整備しながら、地域主導の再生可能エネルギー事業の推進に積極的に取り組んでいく。

高橋秀樹委員

今後も地域の企業が潤う支援策に取り組んでほしい。

一方で再生可能エネルギーの推進に当たり、環境への影響対策は重要な事項である。ドイツでの視察において、至るところに風力発電が見られた風景は圧巻の一言であった。

しかし、見なれない風景に戸惑ったことも事実である。本県においては、一部の方より風力発電所の立地にともない野鳥の絶滅危惧種等を変危惧する声があるのも事実である。

そこで、今後の推進に当たって、県は風力発電所の立地に伴う環境への影響を低減するため、どのように対応しているのか。

生活環境部長

風力発電所の立地に伴う環境への影響については、環境影響評価法及び県環境影響評価条例に基づき、風力発電所の設置を計画する事業者に対し、騒音、低周波音、景観、動植物、生態系等の環境影響評価項目について、法令に定める基準を遵守することはもとより、実行可能な最大限の低減対策を講じるよう求めている。

高橋秀樹委員

これはなかなか難しい問題である。推進すれば反対されることもある。再生可能エネルギーの推進と環境への影響低減を両立していくに当たって、業者への対応、地域住民への対応をどのようにしていくのか、改めて聞く。

生活環境部長

環境影響評価の制度については、開発事業による重大な環境影響を防止するため、事業の内容を決めるに当たり、事業の必要性や採算性だけではなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要であるとの考えを前提にし

ている制度である。

さまざまな事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者みずからが調査、予測評価を行い、それを踏まえ、地方公共団体、住民等から意見を聞いた上で、環境保全の観点からよりよい事業となるよう進めている制度であり、制度の趣旨に沿って適正に対応していく。

高橋秀樹委員

次に教育行政について聞く。

私は長年、小中高のPTAの役員をしている。現在は高等学校のPTA会長をしており、晴れて来月には卒業させてもらう。

学校とのかかわりの中で、先生方が子供たちのためさまざまな業務に邁進している様子を見てきた。昨今、教職員の多忙化が問題視されているが、現場の様子を見てみると教員は授業などの生徒とかかわる仕事以外にも多種多様な業務があり、業務の中には外部人材を活用できるものがあると思う。

昨年12月、国の中央教育審議会がまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」の中で、必ずしも教師が担う必要のない業務や負担軽減が可能な業務が示された。

そこで、公立学校における教職員の多忙化を解消するため、外部人材を活用すべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

公立学校における外部人材の活用については、先月策定した教職員多忙化解消アクションプランにおいて、教育の業務負担を軽減する観点から、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、教育支援アドバイザー等を外部人材として位置づけ、新年度からの円滑な導入に向けて取り組んでいく。

高橋秀樹委員

今答弁があったアクションプランに掲げているスクール・サポート・スタッフについては、教職員の業務改善のためにも子供たちのためにも推進してもらい、多くの小学校にスタッフを配置してほしい。

県教育委員会は、スクール・サポート・スタッフをどのように活用していくのか。

教育長

スクール・サポート・スタッフについては、新年度から新たに学級数の多い公立小学校に配置し、学習プリントの印刷や教材、教具の準備、児童の作品掲示などの学級事務について教員にかわり行うとしている。

これにより、教員の業務負担が軽減され、児童と向き合う時間の確保につながるよう支援していく。

高橋秀樹委員

スクール・サポート・スタッフについては生徒数の多い学校に配置するとの答弁だが、少人数の学校も大変だと思う。そのような学校についてはどのように対応していくのか。

教育長

スクール・サポート・スタッフは新しい制度でもあり、まずは大規模校に導入し、現場での効果等を見きわめた上で拡大していきたい。

高橋秀樹委員

実証的な部分はあるかと思うが、水平展開できるよう期待している。

また、先ほどの答弁にあった部活動指導員については、指導員単独での指導や大会引率が可能になると聞いている。そのような部活動指導員には競技の指導力はもちろんのこと、教育的な資質が必要なのではないかと考える。

県立高等学校に配置する部活動指導員として、どのような人材を考えているのか。

教育長

県立高等学校における部活動指導員については、実技指導に加え、大会への引率や生徒指導等の責任ある業務を担うことから、例えば、教職経験者等を念頭に、学校教育の目標や部活動の役割を理解し、生徒の発達段階に応じて指導する資質や能力を持つ人材を選任していく。

高橋秀樹委員

部活動指導員に対しては、昨今、スポーツ業界でも指導者と指導される側では、どうしても上下関係が発生し、意思の疎通、信頼関係が構築できないケースや体罰などを不安視する点もある。そのような点についての対応は、どのように考えているか。

教育長

部活動指導員も新しい制度であり、委員指摘のような懸念が生じないように、教職経験者等を念頭に置き、段階的に配置を拡大しながら適切な人材を選任していきたい。また、選任した後もきちんと研修を行い、部活動指導員の役割を十分に理解させた上で指導に当たらせたい。

高橋秀樹委員

いろいろ危惧される部分もあるが、やってみないとわからない部分もあるので期待したい。

また、外部の人材を学校に入れることで、責任のあり方も問題になると思う。あくまでも責任は学校長にあると考えてよいか。

教育長

もとより学校長が第一の責任者ではあるが、部活動指導員も含めて学校内でのチームワーク、コミュニケーションが学校の仕事においては大事だと考えている。

今回新たに配置する副校長、主幹教諭などもこのような考え方にに基づき導入するものであり、より一層、チームとしての仕事の仕方を大事にしていきたい。

高橋秀樹委員

実効性のある施策となることを期待している。

次に、公立小中学校における学力向上について聞く。

本県では、全国に先駆けて30人程度学級の少人数教育を行っており、平成29年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校国語と算数、中学校国語ではおおむね全国平均となっており、中学校数学では全国平均をやや下回る結果となっている。全国の結果と比較して、本県の児童生徒の学力は、上位の児童生徒の割合が低く、できる子供をさらに伸ばす指導が必要と思う。

そこで、県教育委員会は、少人数教育のメリットを公立小中学校における児童生徒の学力向上にどのように生かしているのか。

教育長

公立小中学校においては、これまで30人程度の少人数で学級編制を行い、きめ細かな学習指導を可能とすることにより、学力の向上を図ってきた。

今後は、県独自の新たな学力調査の導入に当たり、少人数教育のメリットを生かして、児童生徒一人一人の学習内容の定着度や学力の伸びを踏まえた指導につなげるとともに、児童生徒が互いの考えを出し合い、主体的で深い学びができる環境を整え、学力の向上に生かしていく。

高橋秀樹委員

本県の30人程度学級という優位性、独自性を生かしてほしい。

高等学校に通う子を持つ親にとっては、我が子の将来に対し期待と不安を抱いている。親は子の進路希望の実現のためにも、教員が生徒にかかわる時間をふやし、生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導を望んでいる。また、進路選択の可能性を広げるためには、学力の向上は不可欠であり、個々に応じたよりきめ細かな指導が必要であると考えている。

そこで、県立高等学校において、少人数教育の充実を図るべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

県立高等学校における少人数教育については、各校の実態に応じて必要な教員を適切に配置することにより、チームティーチングや習熟度別授業など、個に応じたきめ細かな指導が可能となるよう今後とも取り組んでいく。

高橋秀樹委員

小中学校において30人程度学級を行っており、今後その成果をさらに深めていくものと思うが、県立高等学校も含め、高校生にもそのような対策を講じてほしい。

先ほど、再生可能エネルギー先駆けの地を目指すことについて質問したが、特に、本県の復興の担い手である高校生に再生可能エネルギーに関する知識を身につけさせたり、興味、関心を高めさせたりすることが大切であると考えている。

そこで、県教育委員会は、県立高等学校において再生可能エネルギーに関する教育にどのように取り組んでいるか。

教育長

県立高等学校における再生可能エネルギーに関する教育については、地域のさまざまなエネルギー資源や環境との共生について学習するとともに、太陽光発電施設や洋上風力発電の実験施設などを見学し、その仕組みについて理解を深めている。

今後は、湧き水を利用した小水力発電や、堆肥を利用したバイオガス発電の実習など、地域の暮らしや産業と密接なテーマを取り上げ、生徒の関心を高めながら再生可能エネルギーに関する教育の充実に努めていく。

高橋秀樹委員

ぜひ子供たちにそのような学ぶ機会を提供してほしい。

次に、県内の経済動向と雇用についてである。

まず初めに、県内の経済動向と雇用についてであるが、内閣府は2月に公表した月例経済報告において、「景気は緩やかに回復している」と、全国の景気の状態を判断しているが、日本銀行福島支店は今月公表した福島県金融経済概況にお

いて、「県内景気は、回復に向けた動きが足踏み状態にある」として、本県の景気回復の動きが弱まっていると判断している。

そこで、県は県内の直近の経済動向をどのように捉えているか。

企画調整部長

県内の経済動向は、生産活動では鉱工業指数が緩やかに持ち直し、雇用・労働では求人倍率が依然として高い水準で推移しているものの、個人消費や建設需要で弱い動きが見られることから、全体としては持ち直しの動きが弱まりつつあると考えている。

高橋秀樹委員

高水準で動いているが、いつどうなるかわからないので我々も注視していかなければならないと思う。

経済動向、復興・創生を踏まえ、本県はさらなる諸課題に今後も取り組んでいかななくてはならない中、企業の誘致、雇用の確保、人口減少問題などはさらに力を注いでいかななくてはならない。

昨年の2月定例会において、当会派の亀岡議員から「社会情勢の変化に対応した都市計画区域の区域区分の見直しについて」の質問をしたが、昨今の状況として、近隣県の外資系大型スーパーや、アウトレットショップ等に本県からも多くの消費者が流動していると思われる。復興道路の整備が進み、他県からの流動人口の囲い込みも必要ではないか。

一方で地域商店街の活性化の促進、支援が重要であることも事実である。本県においては小売商業施設の適正な配置などを基本とする商業まちづくり推進条例がある。施行から11年経過した現在、改めて検証すべきと思う。

そこで、県は商業まちづくり基本方針をどのように見直していくのか。

商工労働部長

商業まちづくり基本方針は、平成25年の改定から4年が経過したため、昨年12月に商業まちづくり審議会に諮問し、見直し作業に着手した。

震災以降、急激な人口減少や各種拠点施設、交通インフラの整備など、商業まちづくりを取り巻く環境が大きく変化していることから、基本方針の見直しに当たっては、これらの状況を踏まえるとともに、まちづくりの主体である市町村や関係機関等の声にしっかりと耳を傾け、さまざまな角度から作業を進めていく。

高橋秀樹委員

震災以降、本県においてはピンチの状況をチャンスに変えるときである。さまざまな枠にとらわれることなく、検討してほしい。

先ほど経済動向について質問したが、現在、求人倍率も高水準を維持し、空前の売り手市場となっている。以前、私は総括質問で復興が一定程度進んだ後の雇用が心配である旨の質問をした。現状では、その心配をしのぐ状態であるが、これも経済の波に大きく影響されるので、油断ならないところである。

次に、雇用について聞く。

先月、民進党・県民連合議員会において神奈川県に視察に行った。神奈川県では、国家戦略特区によりさまざまな独自施策を講じており大変参考になったが、特に保育士の確保策についてなるほどと思った点がある。それは、資格取得後3年間は県内のみで保育士として働くことができる地域限定保育士試験の実施である。

現在、保育士確保に当たっては、無利子の奨学金制度や、給与面の改善に取り組んでいるが、本県でも保育士の確保のため、あらゆる手を尽くしていく必要がある。

そこで、県は地域限定保育士試験を実施すべきと思うが、どうか。

こども未来局長

地域限定保育士試験については、神奈川県と大阪府が保育士確保策として特区を活用して実施している。

今後、地域限定保育士試験を実施した場合のメリット、デメリットなどを調査研究し、効果的な保育士確保策を検討していく。

高橋秀樹委員

今後、導入に向けて前向きに検討してほしい。

次に、県立高等学校における進路アドバイザーについて聞く。

進路アドバイザーは県内各地域に34名配置され、各地域の企業を訪問し求人開拓を行うとともに、3年生を中心に1、2年生も含めて進路相談に応じている。

平成30年3月に卒業した県内高校生の1月末の就職内定率は97.1%であり、過去最高の数値となっている。これは進路アドバイザーの功績によるところが大きいと考える。就職先の選択に迷っている生徒にとって、進路アドバイザーの助言は進路を決定する上で大きなヒントになると思う。そのため、進路アドバイザーが適切な助言を行っていくことが非常に重要である。

そこで、県教育委員会は、県立高等学校における進路アドバイザーが生徒の進路実現に向け適切な指導ができるよう、どのように取り組んでいるのか。

教育長

進路アドバイザーが役割を果たすためには、学校と連携して個人面談等を行いながら、生徒の希望や適性を十分に理解した上で、企業と生徒とのマッチングを図ることが重要である。このため、進路アドバイザーの役割等について研修を行い、理解させるなど、生徒の進路実現に向け、適切に指導できるよう取り組んでいく。

高橋秀樹委員

適正なアドバイスができるよう、進路アドバイザーの資質向上を図ってほしい。

次に、観光行政について聞く。

観光庁が一昨年に実施した「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査」において、「訪日旅行中最も困ったこと」との質問に全体の約30%が「無料Wi-Fiの整備の遅れ」と回答している。

訪日外国人観光客がふえ、訪日外国人の利便性を図り、外国人観光客の誘客に向けたインバウンド対応力の向上のため、町なかや交通機関、さまざまなスポットでのWi-Fi整備が急務となっている。

そこで、県は外国人観光客の誘客に向け、Wi-Fi環境の整備にどのように取り組んでいくのか。

観光交流局長

外国人観光客は、絶景や体験の感動をSNSなどで即座に発信することから、温泉協会等が取り組むWi-Fi環境の整備を支援するとともに、市町村等には国の支援制度の活用を促すなど、外国人観光客の満足度の向上と自発的な情報の発信につながるWi-Fi環境の整備を進め、外国人観光客の誘客に取り組んでいく。

高橋秀樹委員

Wi-Fi環境の整備によって、訪日外国人の来県者数が大分変わると思う。全国的にも我々日本人が行かないような場所にSNSやインスタグラムで得た情報をもとに外国人が訪れている。本県にとってもチャンスであるため、Wi-Fi環境の整備に向けて、市町村も含めて推進してほしい。

2020年には、東京オリンピックの野球・ソフトボール競技の一部が本県で開催され、多くの外国人が来県するものと思う。その際、競技会場だけでなく、この機会に本県の魅力ある自然を楽しんだり、観光地へ訪れたりする方も多いのではないかと。

しかしながら、本県の道路や観光地等に設置されている案内版には、多言語で表記されているものが少なく、外国の方にとってわかりやすいとは言えない。パンフレットなどでは、多言語化の取り組みも進んでおり、観光情報等を目にして来県する外国の方もふえていると思うが、どこがその場所なのか、どうやってその場所に行けるのかがわからなければ、かえって不安な思いをさせてしまう。本県での東京オリンピックの競技開催は、こうした状況を改善する絶好の機会になると考える。

そこで、東京オリンピックの県内開催に向け、案内表示の多言語対応に取り組むべきと思うが、どうか。

文化スポーツ局長

案内表示の多言語対応については、オリンピックを契機に来県する外国人が安心して競技会場を訪れ、県内各地のさまざまな魅力を体感するためには、交通機関や観光地等における外国語での案内に官民が連携して取り組むことが重要である。

このため、東京2020オリンピック・パラリンピック復興ふくしま推進会議を構成する交通、道路、観光サービスなどの関係機関とともに、多言語対応に関する取り組みを進めていく。

高橋秀樹委員

これは、先ほどの自由民主党、渡辺委員と類似した質問だが、インバウンド、オリンピック・パラリンピックを含め、海外から来る方にどのように理解してもらうか、おもてなしをしていくかだと思う。ぜひ、前向きに検討願う。

手話の普及について聞く。

昨年の総括質問で、我が会派の宗方議員から普及推進の質問をしたが、ことしじゅうをめどに、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目指すための基本的な条例と「手話は言語である」との共通認識のもと、手話の普及のための施策を計画的に推進することを盛り込んだ条例の制定に向けて取り組みを進めていると思う。

本県には、聴覚に障がいを持った方が約7,000人いる。これらの方々の中には、文字よりも手話による通訳のほうがより理解できる方も少なくない。

県では、県政テレビ番組に手話通訳の動画を入れて放送するなどの取り組みを行っているが、聴覚障がい者への支援のため、手話をさらに普及させ、発信力を高めることが重要と考える。

知事の定例記者会見については、終了した後でも県のホームページで動画を視聴することができるが、手話のさらなる普及のため、知事定例記者会見の動画に手話通訳を加えて配信すべきと思うが、どうか。

総務部長

知事定例記者会見の動画に手話通訳を加えて配信することは、聴覚障がい者を初めより多くの方々に内容を伝えることができ、また、手話の普及を図る上で有効である。

このため、新年度からは県のホームページにおいて、これまでの会見録の迅速な公開とあわせて、知事定例記者会見の動画に手話通訳を加えたものを配信していく。

高橋秀樹委員

よろしく願う。

最後に旧優生保護法について聞く。

旧優生保護法のもとで、優生手術、いわゆる不妊手術が繰り返されていた問題についてである。旧優生保護法は1948～1996年まで存在し、この法のもと、各都道府県に優生保護審査会が設置され、知的障がいや精神疾患などを理由に、審査会において手術が適当と判断された方に対して、本人の同意なしでも不妊手術を行うことを認めていた。本県にも優生保護審査会の資料の一部が現存しており、その中に、手術が適当と判断された方が120名いるとの報道があった。

そこで、優生保護審査会の資料の一部が現存している方に対して、県はどのように対応していくのか。

こども未来局長

優生保護審査会の資料の一部が現存している方へは、県子育て支援課を窓口として、旧優生保護法や県が保有する資料についての相談に応じるほか、みずからの情報の提供を希望する場合には、県個人情報保護条例に基づき本人の情報を示すなど、丁寧に対応していく。

高橋秀樹委員

当時の社会情勢を含めいろいろあったと思うが、県民であるため丁寧な対応をしてほしい。

最後に一言述べる。震災から復興は一步一步着実に進んでいるが、これからも復興に向けた取り組みをしていかなければならない。従来の枠組みにとらわれない視点や新たな挑戦が大事であり、知事にはひるむことなく立ち向かってほしい。一方で、復興のスタートに気持ちが向き合えない県民がまだいることも事実である。声なき声を我々政治を担う者や行政は見過ごすことのないようにしなければならない。

復興・創生に当たっては着実な歩みと、未来の子供たちに「この逆境をよくぞ先人たちははね返した」と言われる新たな福島県づくりにすべきと思っている。知事を初め県当局に対しては、復興・創生の取り組みを強く望むとともに大きな期待をし、私の質問を終わる。